

議案第38号

墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年墨田区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

第30条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項本文中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第42条とする。

第29条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加え、同条を第41条とする。

- 2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
- 3 前項の旅客特定車両停留施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第28条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場の通路及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加え、同条を第40条とする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第13条第10号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設ける設備（音によるものを除く。）、便所の出入口並びに第37条第1項及び第3項の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第27条に次の4項を加え、同条を第39条とする。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通じる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第28条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第26条第3項第1号中「第22条」を「第23条」に改め、同項第2号及び第5号中「80センチメートル」を「85センチメートル」に改め、同条を第27条とし、同条の次に次の11条を加える。

(旅客特定車両停留施設の通路)

第28条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合における当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化が行われた通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に

利用される他の施設のエレベーター（第30条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第31条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合における当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(旅客特定車両停留施設の出入口)

第29条 移動等円滑化が行われた通路及び公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合における当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(旅客特定車両停留施設のエレベーター)

第30条 移動等円滑化が行われた通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。
- (2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあっては、この限りでない。

2 第13条第4号から第12号までの規定は、移動等円滑化が行われた通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化が行われた通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

（旅客特定車両停留施設の傾斜路）

第31条 移動等円滑化が行われた通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、屋内にあっては8パーセント以下とし、屋外にあっては5パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。
- (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化が行われた通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第14条第3号から第5号まで、第7号及び第8号の規定は、移動等円滑化が行われた通路に設ける傾斜路について準用する。

(旅客特定車両停留施設のエスカレーター)

第32条 移動等円滑化が行われた通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、当該エスカレーターのうち1のエスカレーターが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。
- (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターは、この限りでない。
- (3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができ、かつ、車止めが設けられていること。

2 第15条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化が行われた通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化が行われた通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(旅客特定車両停留施設の階段)

第33条 第17条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化が行われた通路に設ける階段について準用する。

(旅客特定車両停留施設の乗降場)

第34条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント

以下とすることができる。

- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

（旅客特定車両停留施設の運行情報提供設備）

第35条 旅客特定車両停留施設には、旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（旅客特定車両停留施設の便所）

第36条 第27条の規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、同条第3項第1号中「第23条の通路」とあるのは「移動等円滑化が行われた通路」と、「同条各号」とあるのは「第23条各号」と読み替えるものとする。

（旅客特定車両停留施設の乗車券等販売所、待合所及び案内所）

第37条 旅客特定車両停留施設に乗車券等販売所を設ける場合は、当該乗車券等販売所のうち1以上の乗車券等販売所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 移動等円滑化が行われた通路と乗車券等販売所との間の通路は、第28条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 出入口を設ける場合は、当該出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とする。
  - ア 有効幅は、85センチメートル以上とすること。
  - イ 戸を設ける場合における当該戸は、有効幅を85センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
  - ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜

路を設ける場合は、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、当該カウンターのうち1以上のカウンターは、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場所について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合において、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（旅客特定車両停留施設の券売機）

第38条 旅客特定車両停留施設の乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、当該券売機うち1以上の券売機は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第25条中「第22条」を「第23条」に改め、同条を第26条とする。

第24条中「第16条」を「第17条」に改め、同条を第25条とする。

第23条第3項中「第12条第1号」を「第13条第1号」に改め、同条第4項中「第12条」を「第13条」に改め、同条第5項中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第24条とする。

第22条を第23条とし、第17条から第21条までを1条ずつ繰り下げる。

第16条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第13条各号列記以外の部分中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同条を第14条とする。



第12条第4号中「により、籠外から籠内を」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備を設置することにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条中「第4条」を「第5条」に、「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条の見出し及び同条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条を第7条とする。

第5条（見出しを含む。）中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条を第6条とする。

第4条の見出し中「歩道等の」を削り、同条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「という。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を加え、「における」を「又は自転車歩行者専用道路等の」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加え、同条を第5条とする。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、4メートル以上を基準とする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、2メートル以上を基準とする。

第3条中「設ける区道」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第3条 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備、当該旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法並びに災害等のためこの条例に規定する設備が使用できない場合における役務の提供の方法については、この条例の規定によらないことができる。

付則第2項中「第3条」を「第4条」に改める。

付則第3項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改める。

付則第4項中「第4条」を「第5条」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

付則第5項中「第8条」を「第9条」に改める。

付則第6項中「第10条」を「第11条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正により、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路並びに旅客特定車両停留施設に係る規定を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。